



第26回 2019年春季セミナー
（日本会場編）

事例報告① （新優遇税制と新個人所得税法のポイント紹介）

2019年 5月

資料原案作成：華鐘コンサルタントグループ 副総経理 顧 中鈺
講 演：華鐘コンサルタントグループ 東京事務所 高倉 洋一
(HP:www.shcs.jp)



セミナー講師紹介

高倉 洋一

華鐘コンサルタントグループ 東京事務所所長



（略歴）京都・広島育ち。1984年大阪外国語大学中国語学科卒、住友銀行入行。1989年5月～北京・香港・瀋陽。2004年自動車メーカーへ業務出向、中国統括会社設立に従事、HR部長（上海）。2007年華鐘コンサルティング入社（上海・広州）、2014年11月～東京（ボランティア中国語ガイド）

資料原案作成：華鐘コンサルタントグループ 副総経理 顧 中鈺
高級会計師、企業管理・財務のベテランコンサルタント

株式会社華鐘コンサルティング東京事務所
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町9-5 JWS兜町ビル 1007号
TEL:03-5643-7353、070-1464-5888 FAX: 03-5643-7354 Email: takakura@shcs.co.jp



1. 新優遇税制--小型薄利企業企業優遇総合説明

1. 小型薄利企業優遇税種拡大

財税〔2019〕13号『小型薄利企業包括的減税政策実施に関する通達』
 国家稅務總局公告2019年第2号

8つの税種

- ① 増値税
- ② 企業所得稅
- ③ 資源稅
- ④ 都市建設維持稅
- ⑤ 不動産稅
- ⑥ 都市・郊外土地使用稅
- ⑦ 印紙稅
- ⑧ 耕地占用稅

2つの付加

- ① 教育費付加
- ② 地方教育費付加

地方人民政府は地元の状況に基づき、増値税小規模納税人に対し上記③~⑧の6税種（但し、⑦印紙税は証券取引印紙税を含まない）及び2付加につき、50%の税額内で減税が可能。

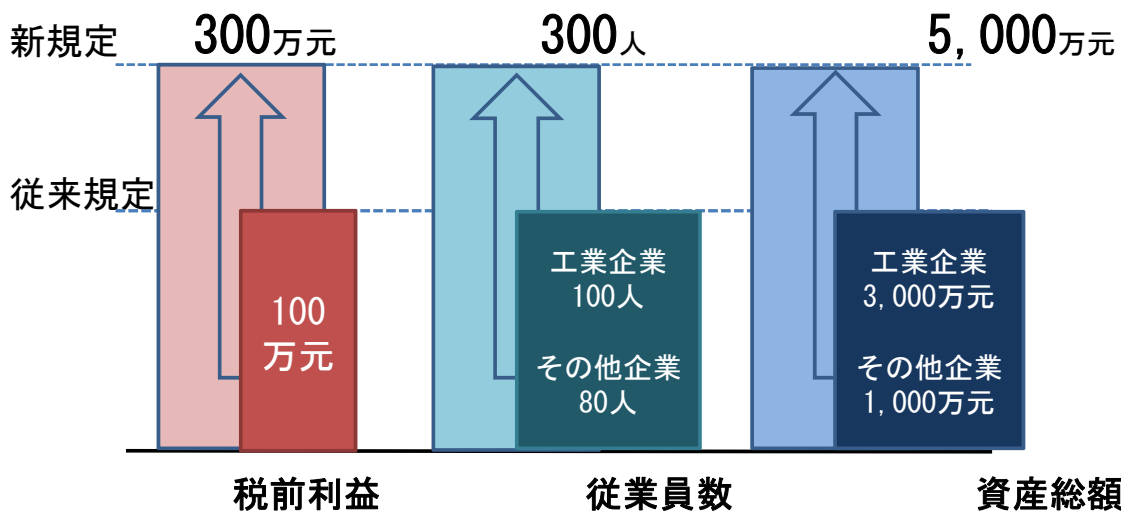
2019年2月19日現在、全国31省・自治区・直轄市で年初より減税策を実施。



1. 新優遇税制--小型薄利企業企業優遇総合説明

2. 企業所得稅優遇の強化拡大

“小型薄利企業” 3条件の緩和





I. 新優遇税制--小型薄利企業企業優遇総合説明

超過累進課税を導入

従来	現在	
	2019年1月1日 ～2021年12月31日	
税前利益が100万元以下の場合、課税所得額を50%とし、税率20%を適用	年度税前利益300万元以下の場合、2種類あり：	
	① 税前利益が100万元以下の部分：課税所得額を25%とし、税率20%を適用	② 同100万元超300万元以下の部分：課税所得額を50%とし、税率20%を適用
事例 2019年の税前利益300万元の場合の税額 従来の優遇が適用されない場合： $300 \times 25\% = 75$ 万元 優遇適用の場合： $100 \times 25\% \times 20\% + 200 \times 50\% \times 20\% = 25$ 万元		

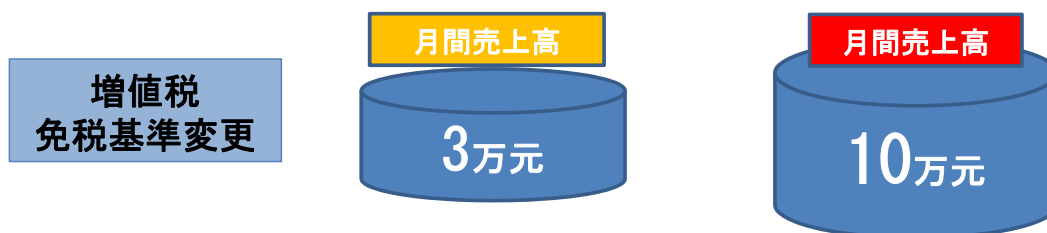
5



I. 新優遇税制--小規模納税人課税優遇

1. 増値税小規模納税人免税基準の引き上げ

国家税務総局公告2019年第4号『小規模納税人増値税非課税政策の徴収管理問題に関する公告』



- ✓ 月間売上高が10万元以下（四半期納税の場合、四半期売上高が30万元以下）の場合
- ✓ 今期発生した売却不動産の売上高控除後10万元以下である場合

例1：月間売上高4万元、役務売上高3万元、不動産売上高2万元。月間売上高合計9万元⇒非課税
 例2：上記例1と同じ条件で、不動産売上高のみが9万元。月間売上高合計16万元となり、9万元の不動産売上高を控除後の売上高は7万元⇒非課税。但し不動産売上高の9万元は規定に基づき申告納税する

◎ 納税期間を1ヶ月又は四半期の選択が可能、但し一旦選択した後は1会計年度内での変更不可

例：1月度売上高9万元、2月度売上高20万元、3月度売上高8万元（増値税率3%）。
 (1) 月次納税を選択した場合：1月度非課税、2月度納税額0.6万元、3月度非課税、合計納税額0.6万元
 (2) 四半期納税を選択した場合：四半期売上高37万元、30万元を超えるため、合計納税額1.11万元

6

I. 新優遇税制--小規模納税人課税優遇

2. 一般納税人から小規模納税人に登記変更

登記変更日以前の連続12ヶ月間の売上高合計が500万元未満の一般納税人は、2019年12月31日迄、小規模納税人への変更選択が可能。

(増値税一般納税人が2019年に小規模納税人に変更後、一般納税人登記の条件をクリアし一般納税人に登記した場合、年間売上高が500万元未満でも2019年度内は再度の小規模納税人への変更は不可)

- ★**メリット** : ①月間売上高が10万元以下(四半期納税の場合、四半期売上高合計が30万元以下)の場合、増値税免除(前出)
 ②課税率は3%
 ③増値税専用発票の発行可、調達側は控除処理出来る(調達側が一般納税人の場合)
- ★**デメリット** : ①輸出貨物は非課税であり、税還付なし
 ②仕入増値税を控除出来ない(自身は小規模納税人であるため)
 ③調達側は一般納税人の発票を求めたがる

3. 増値税専用発票の自社発行範囲拡大 (国家税務総局公告2019年第8号)

旅館業
 鑑定コンサルティング・建築業
 工業
 情報伝送入力ソフトウェア・情報技術サービス業

新規追加

レンタル・ビジネスサービス業
 科学研究・技術サービス業
 住民サービス業
 修理・その他サービス業

上記8業界の小規模納税人が増値税専用発票を発行する必要がある場合、自社にて発行できることとなった

I. 新優遇税制--増値税新規追加部分

財政部 税務総局 税関総署 公告2019年第39号(2019年4月1日より実施)

1. 増値税税率の変更(増値税一般納税人)

16%税率
 ↓
 13%税率

9%以外の貨物の販売に適用
 加工修理部品交換
 有形動産レンタルサービス

10%税率
 ↓
 9%税率

交通、郵政電信、建築、不動産レンタル、不動産販売、土地使用権譲渡
 穀物、植物油、水、蒸気、ガス、図書、農業用製品の販売

6%税率
 変更無し

金融サービス、現代サービス、生活サービス
 付加価値電信サービス
 無形資産販売

- 納税人が購入した農産物が従来10%の控除率が適用されていた場合、控除率を9%に調整
- 納税人が生産又は委託加工に用いる13%の貨物の農産物の購入は、10%の控除率で仕入増値税額を計算
- 従来16%が適用され、輸出税還付率16%の貨物・役務の輸出は還付率を13%に調整
- 従来10%が適用され、輸出税還付率10%の輸出貨物・クロスボーダー課税行為は還付率を9%に調整
- 13%の税率が適用された国外旅客が購入して出国する税還付物品は、還付率を11%に調整
- 9%の税率が適用された国外旅客が購入して出国する税還付物品は、還付率を8%とする



I. 新優遇税制--増値税新規追加部分

2. 不動産取得時の仕入増値税額 過去2年に分けての控除を1年内控除に変更

納税人が取得した不動産や不動産建設仮勘定の仕入増値税額は2年に分けて控除しない。

現時点で上記規定に基づき控除が完了していない仕入増値税額は、2019年4月税金帰属期間に一括して売上増値税額から控除できる。

3. 旅客輸送サービスの仕入増値税控除可能に

納税人が国内旅客輸送サービス(航空、鉄道、道路、水路)を購入した場合、その仕入増値税は売上増値税から控除できる。増値税電子普通発票を取得している場合、発票上記載の税額とし、増値税専用発票を取得していない場合、以下の通り控除。

(1) 航空旅客輸送仕入増値税税額=(航空券代+サーチャージ)÷(1+9%)×9%

(2) 旅客の個人情報を記した鉄道切符仕入増値税税額=切符額面金額÷(1+9%)×9%

(3) 旅客の個人情報を記した道路、水路等その他切符仕入増値税税額=切符額面金額÷(1+3%)×3%

【注】 国外旅客輸送は非課税サービス。従業員福利に使用した旅客輸送サービス(社員旅行など)及び確証に個人情報の記載無いもの(例: タクシー代、公共交通機関料金)は仕入増値税額控除できない

4. 生産、生活関連サービス業納税人は当期控除仕入増値税額を10%加算し、納付税額控除可

(1) 対象: 郵政サービス、電信サービス、現代型サービス、生活サービスを提供し、その売上額が全売上額の50%を超える納税人

(2) 現行規定に基づき売上増値税から控除出来ない仕入増値税は、加算控除不可

(例: 従業員福利等に使用した仕入増値税)

(3) 納税人の貨物・役務の輸出、クロスボーダー課税行為は、その仕入額の加算控除不可

(4) 兼業で区分できない仕入増値税は比率に基づき区分する

(5) 実施期間: 2019年4月1日~2021年12月31日

9



I. 新優遇税制--増値税新規追加部分

5. 控除未完了仕入増値税の還付(会社の資金繰りにメリット)

(1) 期間: 2019年4月1日より、増値税期末未控除税額還付制度を試行

(2) 条件:

① 2019年4月税額所属期間より、連続6ヶ月間に増加した未控除税額(注1)が全て0(ゼロ)を上回る場合で、且つ第6ヶ月目の増加した未控除税額が50万元以上

② 納税信用等级がA級またはB級

③ 税還付申請前36ヶ月間、未還付税額、輸出税還付詐欺や増値税専用発票架空発行の状況がない

④ 税還付申請前36ヶ月間、脱税により税務機関から2回以上の処罰を受けていない

⑤ 2019年4月1日より課税即還付、先課税後還付政策の適用を受けていない

注1: 増加した未控除税額とは、2019年3月末と比べて新たに増加した期末未控除税額を指す

(3) 税還付の計算公式

還付が認められる増加した未控除税額=増加した未控除税額×仕入増値税構成比率(注2)×60%

注2: 2019年4月から税還付申請迄の1税金所属期間において既に控除済の増値税専用発票、海関輸入増値税専用納税書、納税税金納税完了証明に記された増値税税額の同期控除済仕入増値税税額合計に占める比率を指す(通常は100%近い。農産物の仕入増値税は除く)。前出の新規追加のサービスの発票に基づき逆算された税額を含む。

例: 2019年3月31日の未控除仕入増値税税額は30万元、4月~9月末は全て30万元以上であり、この内9月末の残高は60万元、仕入増値税構成比率の前提は100%とするケース

1. 判断: 連続6ヶ月間の増加未控除税額は全て0(ゼロ)を上回り、第6ヶ月目の増加未控除税額は50万元を上回る条件をクリア

2. 認められる税還付の増加未控除税額=60*100%*60%=36万元

3. 主管税務局に税還付を申請

10



I. 新優遇税制--社会保険費用料率の引き下げ

1. 社会保険費用料率の引下げ

2019年3月15日、李克強総理は記者の質問に対し以下の通り回答。

5月1日より養老保険（企業納付率）を20%から16%に引下げる（個人納付比率8%は不変）。

→実際には殆どの都市が2018年5月1日より19%まで引き下げている。この度、全国的に16%に引下げられ、増値税減税と併せ2019年の企業負担は2兆元軽減すると予測される。

2. 社会保険費用納付基数の下方調整

費用納付基数は地元平均給与の60%から300%に基づき最低・最高の納付基数を確定。

（例：上海市）2018年平均給与7,132元：最低基数4,279元、最高基数21,396元

2019年4月1日付け国務院通知により、平均給与の計算方法を変更。従来平均給与には私営企業の給与は含めなかったが、今後は加重平均とし一般的に基数は下がることとなった。

3. 基本医療保険と生育保険の統合（現時点では納付費用引き下げ効果なし）

2018年末現在、従業員基本医療保険加入者数は3.167億人、生育保険加入者数は2.04億人。

1.1億人以上が基本医療保険に加入しているものの、生育保険には加入せず。統合後は両保険は一つとなり、今後引き下げが期待される。



I. 新優遇税制--再投資の場合の源泉税繰り延べ

国外投資者の利益配当による直接投資 源泉所得税繰り延べの対象拡大 国家税務総局公告2018年第53号、財税〔2018〕102号

- (1) 政策対象を拡大：海外投資者が中国国内居住者企業より配当された利益を、国内の直接投資に使用した場合、「外商投資奨励類プロジェクト」から、「全ての非禁止外商投資のプロジェクトと分野」に拡大。
- (2) 国外投資家は配当された利益をその国内居住者企業に対し引き受けた登録資本金の追納、払込資本金もしくは資本積立金の新規増加に用いる場合、「中国国内居住者企業に係る払込資本金もしくは資本積立金の新規増加もしくは無償増資」に該当する。
- (3) 人民元再投資専用預金口座を通じて再投資資金を振り込み、合わせて関連資金を利益分配企業の口座から国外投資家の人民元再投資専用預金口座に振り込んだ当日に、国外投資家の人民元再投資専用預金口座から投資先企業もしくは持分譲渡側の口座に振り込む場合、本政策を適用する。



II. 新個人所得税法のポイント紹介

新『個人所得税法』公布後の主な関連法令・通達

1. 国務院令第707号『中華人民共和国個人所得税法实施条例』2018年12月18日
2. 国公告2018年第56号『全面实施新個人所得税法全面实施の若干の徴収管理引継ぎ問題に関する公告』2018年12月19日
3. 国公告2018年第60号『個人所得税特別付加控除操作弁法(試行)』の公告2018年12月21日
4. 国公告2018年第61号『個人所得税控除納税申告管理弁法(試行)』の公告2018年12月21日
5. 国公告2018年第62号『個人所得税自己納税申告関連問題についての公告』
6. 財税〔2018〕164号『個人所得税法修正後の関連優遇政策引継ぎ問題についての通達』2018年12月27日
7. 財税〔2019〕8号『創業投資企業個人パートナー所得税政策問題についての通達』2019年1月10日
8. 国公告2019年第7号『個人所得税申告表改訂についての公告』2019年1月10日
9. 財税公告2019年第34号『中国国内に住所の無い個人の居住期間の判断基準に関する公告』2019年3月14日
10. 財税公告2019年第35号『非居住者個人と住所の無い居住者個人に関する個人所得税政策についての公告』2019年3月14日
11. 財税〔2019〕31号『粵港澳大湾区個人所得税優遇政策に関する通達』2019年3月14日
12. 国公告2019年第17号『「中国税收居住者身分証明」調整の関連事項についての公告』2019年4月1日
13. 個人所得税年度確定申告弁法(未公布)

13



II. 新個人所得税法のポイント紹介

中国個人所得税の基本状況

個人所得税は増値税・企業所得税に次ぐ大きな税種であり、2018年個人所得税徴収額は1兆3,872億元、税收総額の8.9%を占める。先進国の30%前後のレベルと比べた場合、かなり下回るが、ここ数年上昇を続けている。

中国は1980年9月より個人所得税の徴収を開始。基礎控除基準は800元であったが、2005年、2007年、2011年、2018年の引き上げにより、それぞれ1,600元、2,000元、3,500元、5,000元となり、今回の『個人所得税法』改正により中国籍・外国籍の基礎控除金額は統一された。

(単位: 億元)

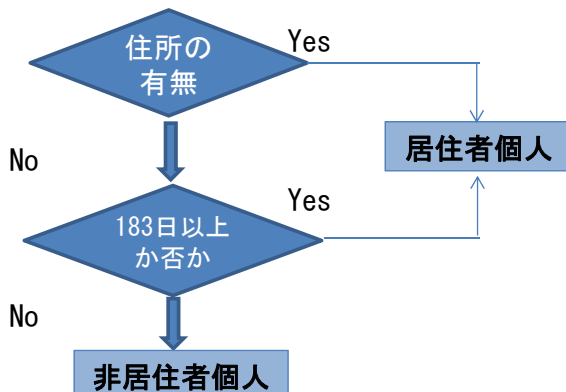
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
個人所得税額	6,532	7,377	8,617	10,089	11,966	13,872
増加幅		12.9%	16.8%	17.1%	18.6%	15.9%
税收総額	110,530	119,175	124,922	130,361	144,370	156,401
増加幅		7.8%	4.8%	4.4%	10.7%	8.3%
個人所得税が占める比率	5.91%	6.19%	6.90%	7.74%	8.29%	8.87%

14



II. 新個人所得税法のポイント紹介

1. 居住者と非居住者の判断基準（国籍は主要な判断基準ではない）



住所有無の判断基準：
戸籍、家庭、経済利益関係により中国国内にて**習慣的**に居住

習慣性居住の解釈：
日本側が中国に派遣した人員は勤務終了後日本に帰国して習慣的に日本に居住する場合、中国勤務時の住居地は習慣性居住地とは認定されない

2. 居住者・非居住者の納税区分

居住者個人：源泉が中国**国内・国外**の所得の全てを申告納税する必要がある

非居住者個人：源泉が中国**国内**の所得を申告納税する

3. 国内所得と海外所得

任職、雇用、契約履行等で中国国内にて役務を提供して得た所得は、支給地が中国国内・国外を問わず、全て中国国内源泉所得。日本からの派遣人員の給与の一部を中国現地法人が支給し、残りの部分を日本本社が支給・負担する場合も全て中国国内源泉所得（国外で得た任職・就業に関係のない収入は除く）

15



II. 新個人所得税法のポイント紹介

4. 住所の無い居住者の中国国内滞在日数別納税義務

(1) 中国国内に住所のない個人の滞在期間の判定基準

- 1) 満6年とは：過去6年間の中国国内での毎年の滞在日数は全て183日以上であり、いずれの年度の1回の中国出国日数は全て30日を超えていないこと
- 2) 過去6年間とは当該納税年度の過去の連続した6年度を指し、起算年度は2019年以降の年度（2019年を含む）
- 3) 中国国内滞在が24時間未満の場合、滞在日数に加算しない

(2) 納税差異（○は課税、×は非課税）

* 日中租税条約享受の場合

滞在累計日数	中国国内勤務		海外勤務		
	国内支給	海外支給	国内支給		海外支給
			一般職	高級管理職	
90日未満（非居住者）	○	×	×	○	×
90日以上183日未満（非居住者）	○	○ X*	×	○	×
183日以上（居住者）	6年間のうちいずれか1年間の滞在が183日未満	○	×	○	×
			期間内に1回の出国が30日以上あり	○	○
	6年間のうち全ての1年間の滞在が183日以上	○	○	○	○

16



II. 新個人所得税法のポイント紹介

5. 非居住者と住所の無い個人に関する規定

(1) 国外と国内兼務の場合

国内・国外の企業で同時に職務に就いている場合、給与賃金の国内・国外勤務日数が当期西暦カレンダー日数に占める比率に基づき、国内・国外源泉の給与賃金所得額を確定する
国外勤務日数は当期西暦日数から国内勤務日数を差し引いて算出
滞在日数により、3つの状況に分けて計算する（高級管理職は除く）

90日未満	$\frac{\text{当月給与賃金収入}}{\text{当月国内外給与賃金総額}} \times \frac{\text{当月国内支給給与賃金額}}{\text{当月国内外支給給与賃金額}} \times \frac{\text{当月国内勤務日数}}{\text{当月西暦日数}}$
90日～183日未満	$\frac{\text{当月給与賃金収入}}{\text{当月国内外給与賃金総額}} \times \frac{\text{当月国内勤務日数}}{\text{当月西暦日数}}$
183日～6年	$\frac{\text{当月給与賃金収入}}{\text{当月国内外給与賃金総額}} \times \left[1 - \frac{\text{当月国外支給給与賃金額}}{\text{当月国内外支給給与賃金額}} \times \frac{\text{当月国外勤務日数}}{\text{当月西暦日数}} \right]$

国内滞在が24時間未満の場合、国内勤務日数は半日とする
駐在員事務所及びPEの状況では、国内・海外支給に拘らず全て国内雇用者の支給と見做す

17



II. 新個人所得税法のポイント紹介

5. 非居住者と住所の無い個人に関する規定

(2) 企業高級管理職兼務の場合

高級管理職とは正副総経理・各職能総師・総監及びその他類似の会社管理職を指し、滞在日数により、2つの状況に分けて計算する

90日未満	$\frac{\text{当月給与賃金収入}}{\text{当月国内外給与賃金総額}} \times \frac{\text{当月国内支給給与賃金額}}{\text{当月国内外支給給与賃金額}}$
90日～183日未満	$\frac{\text{当月給与賃金収入}}{\text{当月国内外給与賃金総額}} \times \left[1 - \frac{\text{当月国外支給給与賃金額}}{\text{当月国内外支給給与賃金額}} \times \frac{\text{当月国外勤務日数}}{\text{当月西暦日数}} \right]$

(3) 数ヶ月賞与の源泉の確定

- 源泉地の課税所得＝賞与額 × (所属勤務期間国内勤務日数/所属勤務期間西暦日数)
- 単独で当月収入額を計算し、当月のその他給与賃金と合算せず、6ヶ月に配分して税額を計算。費用は控除せず、月度税率表を適用して課税税額を計算する
- 計算：当月数ヶ月賞与課税税額＝[(数ヶ月賞与収入額÷6) × 適用税率－速算控除額] × 6
- 1年に1回のみ使うことができる

18



II. 新個人所得税法のポイント紹介

5. 非居住者と住所の無い個人に関する規定

(4) 中国国内滞在期間が予測出来ない場合の申告

- 1) 年初に当年度は183日未満であると予測される場合、先ず非居住者方式で申告し、当年の実際の滞在期間が183日を超えた場合、年度内の申告方式は変えず、年度確定申告を実施する。当該人員が年末前に中国を出国する場合、出国前の確定申告を選択することが出来る。

例：派遣者の元の計画では4月に日本本社に帰任、実際は10月迄勤務して帰国。

●年初に非居住者として申告、10月に税務局で当年度確定申告を実施して帰国。

- 2) 年初に当年度は183日以上であると予測し、居住者方式で申告したが、当年度は実際に183日を超えなかった場合、当年度内に税務機関に報告して、非居住者方式にて再度計算し、税金追納(又は還付)を申請する。滞納金は発生しない。

例：親会社が突然派遣者の3月末で中国派遣勤務の終了をしてきた。

●年初に居住者方式にて申告、3月に税務機関に報告し、再度非居住者方式で計算した後、税金を追納して帰国。

(5) 海外関連会社が支給する給与賃金の申告

日本企業で比較的多いケース。海外支給部分も源泉が中国国内の所得であり、中国国内にて申告納税する必要がある。申告方式は以下の2方式より選択。

- 1) 雇用企業による源泉徴収納税
- 2) 自己申告又は代理申告

雇用企業が源泉徴収しない場合、雇用企業は税務局に情報提供義務あり(15日以内)。

19



II. 新個人所得税法のポイント紹介

★居住者・非居住者と納税差異について

1. 前頁までの内容は新『個人所得税法』及び主な関連法令・通達のまとめ。
2. 『個人所得税法』では、「外国人工作許可証」「外国人居留許可」を取得して中国に駐在する外国人であっても即、習慣的居住とは見做さず、一年度中の滞在が183日を超えて初めて税務上の居住者とする。
3. 前年度から中国に駐在していて、今年度も駐在する(183日以上滞在する)前提で年初1月より居住者として申告納税していた駐在員が、10月に辞令を受け、日本に帰国した場合、『個人所得税法』では中国での税務上の居住者とされる(日本に帰任して以降の給与所得も中国で申告納税しなければならない)。
4. それは不合理で、日本人は日本に帰任すれば日本の居住者として、中国で個人所得税を課税されないと理解した方が分かりやすいと考えた場合も、実務上は問題無い。

20



II. 新個人所得税法のポイント紹介

6. 居住者個人の主要な納税の変化について

(1) 計算事例

	月次収入	個人負担		当月未払 給与	特別付加 控除	基礎控除	納税所得額 合計	適用 税率	速算 控除額	当月納税	納税合計	手取給与
		社保	積立金									
1月	25,000	2,246	1,498	21,256	3,000	5,000	13,256	3%	0	398	398	20,858
2月	25,000	2,246	1,498	21,256	3,000	5,000	26,512	3%	0	398	795	20,858
3月	25,000	2,246	1,498	21,256	3,000	5,000	39,768	10%	2,520	661	1,457	20,595
4月	25,000	2,467	1,645	20,888	3,000	5,000	52,656	10%	2,520	1,289	2,746	19,599
5月	25,000	2,467	1,645	20,888	3,000	5,000	65,545	10%	2,520	1,289	4,034	19,599
6月	50,000	2,467	1,645	45,888	3,000	5,000	103,433	10%	2,520	3,789	7,823	42,099
7月	25,000	2,467	1,645	20,888	3,000	5,000	116,321	10%	2,520	1,289	9,112	19,599
8月	25,000	2,467	1,645	20,888	3,000	5,000	129,209	10%	2,520	1,289	10,401	19,599
9月	25,000	2,467	1,645	20,888	3,000	5,000	142,098	20%	16,920	1,099	11,500	19,790
10月	25,000	2,467	1,645	20,888	3,000	5,000	154,986	20%	16,920	2,578	14,077	18,311
11月	25,000	2,467	1,645	20,888	3,000	5,000	167,874	20%	16,920	2,578	16,655	18,311
12月	25,000	2,467	1,645	20,888	3,000	5,000	180,763	20%	16,920	2,578	19,233	18,311
賞与	80,000			80,000			80,000	10%	210	7,790	27,023	72,210
合計	405,000	28,941	19,296	356,763	36,000	60,000				27,023	27,023	329,740

- 6月度に半年賞与2.5万円を支給、当月度給与に基づき個人所得税を計算（賞与優遇は1年に1回のみ使用可能）
- 12月度の年度賞与は単独計算の優遇政策を適用。優遇は2021年末で終了、賞与額/12で確定した税率にて計算
上記例：税率の確定80,000/12=6,667元、税率は10%、納税額=8,000*10%-210=7,790元
- 社会保険は4月度より基数（上海月次平均給与は7,132元から7,832元に調整）を調整、納付料率は5月度より20%から16%に引き下げ、個人の納付費用は変わらない
- 月次計算納税は累計に基づき計算するため、税額は増え、毎月の手取給与額は減る方向になる
- 給与賃金収入のみの場合、年度確定申告は必要ない

21



II. 新個人所得税法のポイント紹介

6. 居住者個人の主要な納税の変化について

(2) 居住者個人給与、賃金所得仮控除仮納税を適用（年度）

級別	合計仮控除仮納税所得額	控除率(%)	速算控除額
1	36000元を超えない部分	3	0
2	36000元以上144000元の部分	10	2,520
3	144000元以上300000元の部分	20	16,920
4	300000元以上420000元の部分	25	31,920
5	420000元以上660000元の部分	30	52,920
6	660000元以上960000元の部分	35	85,920
7	960000元を超える部分	45	181,920

(3) 非居住者個人給与、賃金所得・役務報酬所得・原稿料所得・ロイヤリティー所得に適用（月度）

級別	課税所得額	税率(%)	速算控除額
1	3000元を超えない部分	3	0
2	3000元以上12000元の部分	10	210
3	12000元以上25000元の部分	20	1,410
4	25000元以上35000元の部分	25	2,660
5	35000元以上55000元の部分	30	4,410
6	55000元以上80000元の部分	35	7,160
7	80000元を超える部分	45	15,160

22



II. 新個人所得税法のポイント紹介

6. 居住者個人の主要な納税の変化について

(4) 特別付加控除

控除項目	内容・条件	控除金額
① 子女教育	子女の満3歳から全日制学歴教育(博士)終了の当月迄(海外を含む)	子女一人当たり 毎月1,000元
② 継続教育	中国国内学歴(学位)継続教育入学の当月から学歴(学位)継続教育終了の当月迄。同一学歴(学位)継続教育の控除期間は最長で48ヶ月を超えない。技能人員職業資格継続教育、専門技術人員職業資格継続教育の場合は関連証書取得の当年迄	学歴(学位)継続： 毎月400元 技能資格： 取得当年3,600元
③ 大病医療 (高額医療)	医療保障情報システムに記録された医薬費用の実際支出の当年合計が15,000元を超えた部分	80,000元の 限度額内
④ 住宅 ローン金利	ローン契約に約定された返済開始月から全額返済の当月又はローン契約終了の当月迄。控除期間は最長でも240ヶ月を超えない(初回購入物件)	毎月1,000元
⑤ 住宅家賃	賃貸借契約書(協議書)に約定された物件レンタル開始月から終了の当月迄。期間満了前に契約書(協議書)を終止する場合、実際のレンタル期間に準じる(自身の所有する住居がないことが前提)	大都市： 毎月1,500元 その他都市： 毎月800元又は 1,100元
⑥ 扶養老人	被扶養者の満60歳の当月から扶養義務終了の年末迄	毎月2,000元 又は配分

23



II. 新個人所得税法のポイント紹介

6. 居住者個人の主要な納税の変化について

(4) 特別付加控除

特別付加控除の申告は、源泉徴収納税人による申告と年度自己確定申告の2つの方法から選択可。

企業が個人所得税を負担する場合、特別付加控除項目は税前給与から逆算できないため、税前給与制度の採用をお薦めする。

税引き後給与を採用する場合、従業員が会社に特別控除項目を申告せず、年度自己確定申告により税還付を受ける場合、還付税額は納税人の口座に直接振り込まれる。この優遇は誰の利益となるのか、会社の見解を明確にする必要あり。

(5) 確定申告が必要な状況

- 1) 2ヶ所以上から総合所得を得、総合所得年収入額から特別控除項目を控除後の残高が6万円を超えている場合
- 2) 役務報酬・原稿料・ロイヤリティ所得のうち一項目または複数項目の所得を得、総合所得年収入額から特別控除項目を控除後の残高が6万円を超えている場合
- 3) 納税年度内の予納税額が、課税額を下回っている場合 (追納の必要あり)
- 4) 納税人が税還付を申請する場合

24

II. 新個人所得税法のポイント紹介

6. 居住者個人の主要な納税の変化について

(6) 離職時の経済補償金に対する個人所得税の変化(例)

	当社勤務年数 ≤12年	補償金	当市年間 平均給与	300%の 平均給与 (免税部分)	納税所得	月次収入 換算	適用 税率	速算 控除額	月度納税	納税合計
	A	B	C	D=C*300%	E=B-D	F=E/A	G	H	I=F*G-H	J=I*A
旧税法						6,440	20%	555	733	7,330
新税法	10	360,000	98,532	295,596	64,404	F	G	H	I	J=E*G-H
						---	10%	2,520	---	3,920

新・旧税法共通部分：当市年間平均給与の3倍を下回る部分は非課税、超える部分は課税

新税法：3倍の金額を超える部分について、当年度所得合計には合算せず、単独で総合所得税率表を適用し、納税計算する

2019年上海市年間平均給与=8,211*12=98,532

3倍の金額を超える部分=360,000-295,596=64,404(税率:10%、速算控除額:2,520)

税額=64,404*10%-2,520=3,920

差額=7,330-3,920=3,410

25

II. 新個人所得税法のポイント紹介

(7) 外国籍人員に対する優遇規定

1) 2019年1月1日から2021年12月31日迄、外国籍個人が居住者個人に該当する場合、個人所得税特別付加控除の適用を選択するか、従来の、住宅手当・語学訓練費・子女教育等の手当非課税政策の適用を選択することができる。

同時に両方は受けられず、何れかを選択した場合、1納税年度内の変更不可。

2) 2022年1月1日より外国籍個人は住宅手当・語学訓練費・子女教育費等の手当非課税政策の適用は受けられず、特別付加控除の適用のみとなる。

外国籍人員の従来優遇政策適用と新特別付加控除適用を受ける場合の対照比較									
	税前給与	費用精算方式(実際発生額)					小計	全所得	納税所得
		家賃	子女教育	語学研修	扶養老人	クリーニング代、引越し費用等			
旧税法	50,000	8,000	4,000	1,500		500	14,000	64,000	50,000
新税法		1,500	2,000		2,000		5,500		58,500

①全所得：現金、現物、有価証券、その他形式の経済利益を含む。会社負担の現物を含む形式
上記例では50,000+14,000=64,000

②従来税收優遇では全て税前控除可能：課税所得=64,000-14,000=50,000(2021年末迄適用)
新税法優遇は定額控除のみ：課税所得=64,000-5,500=58,500

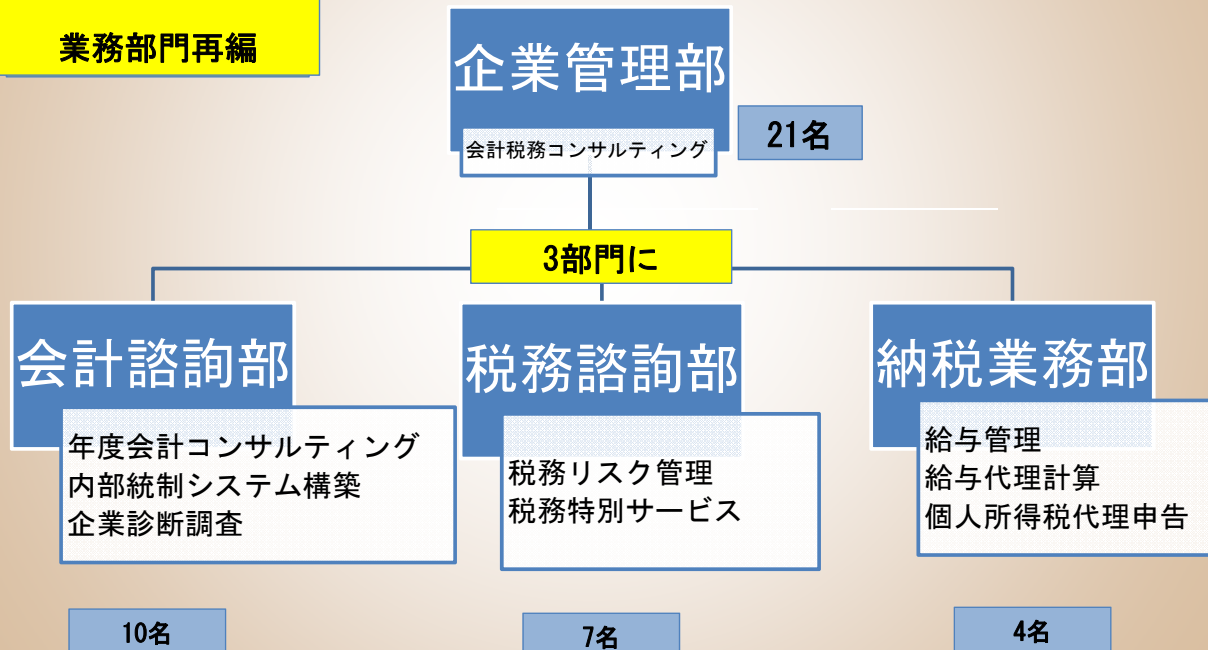
26



III. 新業務部門紹介

2019年4月1日より

業務部門再編



27



税務コンサルティング

納税コンプライアンス審査

企業所得税・流転税・個人所得稅、付加費等のコンプライアンスチェックを通じた税務リスクの指摘、税法遵守レベルの引き上げ

税務特別サービス

特定の税関連サービス（PE、輸出税還付、非貿易取引外貨送金、優遇措置申請、税務機関との交渉サポート等）



税務顧問、税務研修

年度税務コンサルティング、重点税種及び新政策の解説
特定ニーズに対応した研修の実施

資本運用

M & A 関連税務コンサルティング
（プランニング業務、税務DD、再編後の税務コンプライアンス整合性チェック等）

移転価格税制

移転価格コンサルティング、同期資料作成等

28



会計コンサルティング

年度会計コンサルティング

月次決算業務、会計報告書の
 真実性確認、コンサルティング
 意見報告書の提出、日本式
 財務諸表の作成等



代理記帳サービス

企業会計制度の構築
 原価計算制度の構築
 日常会計処理、税務申告
 月次会計報告書・年度会計
 報告書の提出



特別会計調査

M & A 実施前企業診断、
 日本側投資者による中国法
 人の財務調査等



連結決算

国際会計準則に変換
 した会計報告書作成、
 連結決算書の作成、
 親会社会計業務関連
 事項の対応



管理会計コンサルティング

債権管理シ ステム構築

システム構築、
 研修による落とし
 込み、債権管理手
 法の改善



企業フロー管 理と内部統制

調達・在庫管理・生
 産・販売・代金回収
 フローの管理、内部
 統制システム全般の
 構築



管理コンサル ティング研修

バランス・スコア
 カード、商業モデル
 イノベーション研修、
 内部統制、財務諸表
 分析、作業コスト法





納税業務

企業給与賃金制度構築

考課制度の構築
給与計算
代理支給
人事代理

個人所得税計算申告

外国籍社員の国外国内給与計算
居住者・非居住者判断
個人所得税の計算と代理申告
個人所得税の確定申告手続き



事例報告①

(新優遇税制と新個人所得税法のポイント紹介)

ご清聴、ありがとうございました！